

## 飯綱町標準賃借料（旧標準小作料）

飯綱町農業委員会

この標準賃借料は、農業委員会が旧法律に従い平成21年4月1日より定めていたものですが、平成21年12月15日施行の農地法の改正により、小作料制度が廃止されたため、代わりに、別紙『賃借料情報』を公表していますので参考にしてください。

しかしながら、飯綱町農業委員会では制度廃止の混乱を避けるため、当分の間は、参考値として標準賃借料（旧小作料）を情報提供いたします。

- ・標準賃借料はあくまでも目安であり、農地の賃借料は土地条件等に応じて貸し手と借り手の話し合いにより決定してください。

（10a 当り：円）

農地の区分			標準賃借料
水田	整備済	耕作面積が10a以上で畦畔率が概ね20%未満 10a当りの平均収量560kg以上	7,500
		水田整備済の上記以外の水田	6,000
	未整備	ほ場整備がされていない水田	4,000
樹園地		10a当りの収穫量2,800kg以上（りんご） 10a当りの収穫量2,300kg以上（桃） 基準収穫量の概ね70%以上（その他果樹）	10,500
		上記以外の樹園地	6,000
普通畑		町内共通（更地小作）	4,000

この標準賃借料（旧標準小作料）は平成21年4月1日から平成21年12月14日まで適用したものです。

（注意）

- ・何らかの都合により、契約期間内において農地の賃借を続けられなくなった場合には、双方合意のうえ農業委員会に届出をお願いします。
- ・農道、水路の管理（作業等）につきましては、小作者の積極的な参加をお願いするとともに、その利用につきましても地域の慣習を尊重し、その地域の農業者との共存をお願いします。
- ・農地の売買、賃借、転用等には法律上の様々な制約があり、許可になるまでに時間を要する場合があります。農地の売買、賃借、転用等を予定されている方は早めに担当の農業委員又は農業委員会事務局（電話253-4765 有線4765）にご相談ください。